

令和3年度政府予算編成 並びに施策に関する要望書

令和2年8月6日

宮城県町村会

令和3年度政府予算編成並びに 施策に関する要望事項

目 次

1	町村財政基盤の強化について	1
	(総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省)	
2	過疎対策及び地方創生の推進について	5
	(内閣府・総務省)	
3	総合防災対策事業の整備促進について	7
	(内閣府・総務省・国土交通省)	
4	情報化施策の強化推進について	10
	(総務省・内閣府)	
5	陸上自衛隊演習場周辺対策事業の促進について	11
	(防衛省)	
6	拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について	12
	(内閣府・外務省)	
7	再生可能エネルギーによる地域振興推進について	13
	(経済産業省・農林水産省・環境省)	
8	道路・河川等・ダム及び生活環境等の整備について	14
	(国土交通省・厚生労働省・農林水産省・環境省・経済産業省)	
9	公共交通網の充実強化について	17
	(国土交通省)	
10	農業対策の充実強化について	18
	(農林水産省)	
11	森林・林業対策の推進について	22
	(農林水産省)	
12	水産業対策の充実について	24
	(農林水産省)	
13	産業振興対策の推進について	27
	(経済産業省・国土交通省)	

14	広域観光の充実に向けての支援について (国土交通省・文部科学省)	28
15	障害者保健福祉施策の充実強化について (厚生労働省)	29
16	国民健康保険制度の抜本的改革について (厚生労働省)	31
17	後期高齢者医療制度について (厚生労働省)	33
18	介護保険制度の改革について (厚生労働省)	34
19	子育て支援対策の推進について (厚生労働省・内閣府)	36
20	地域保健医療対策の推進について (厚生労働省)	39
21	ワーク・ライフ・バランスの推進について (厚生労働省・内閣府)	41
22	生活保護に係る級地区分の見直しについて (厚生労働省)	42
23	学校教育の充実に対する財政措置等について (文部科学省)	43
24	特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて (文部科学省)	45

1 町村財政基盤の強化について

(総務省・財務省・厚生労働省・国土交通省)

自主財源の乏しい町村が自主性・主体性を発揮し、地方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策事業等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税総額の確保など、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 町村税源の充実強化について

- (1) 税の国・地方の配分については、地方の担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

また、税源配分の見直しに当たっては、地方税は地域偏在性の少ない安定した税目とし、所要額の確保を図ること。

- (2) 国庫補助金の廃止・縮減に対する財源移譲の充実と税源移譲の調整は普通交付税以外の方法により調整すること。
- (3) 事業主体の自主性を高めるため、公共事業に係る国庫補助負担金の一般財源化を検討するとともに、教育、社会保障等の対人社会サービスの国庫補助負担金を包括的負担金とし、制度の柔軟性を確保すること。
- (4) 固定資産税は収入の普遍性・安定性に富む、町村における基幹税目であることから、安定的に確保出来るよう配慮するとともに、固定資産の減価償却制度については、現行の評価方法を堅持すること。

また、企業が新たな機械などの償却資産を導入した場合に課税される固定資産税についても、現行制度を堅持すること。

- (5) ゴルフ場利用税は、自主財源が乏しい自治体にとっては、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 臨時財政対策債は地方交付税の代替財源であることから「地方交付税であったならば実現していた交付税配分額」に見合った額が配分される仕組みに改めること。

また、臨時財政対策債の残高が増加していることから、町村の財政運営に支障が生じることのないよう万全の財源措置を講じること。

(7) 公共施設等適正管理推進事業債については、地方債措置期間が令和3年度までと定められているが、今後、公共施設等の集約化・複合化、老朽対策等の実施が想定されていることから、地方債措置期間を更に延長すること。

(8) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が社会資本を整備していく上で、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金であることから、道路整備に限らず、十分な財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。

① 公共施設建設等に係る補助算定割合や補助基準額に実勢単価との乖離が大きく見られることから、実情に即した単価の見直しを図ること。

② 国で示している補助率で算定した交付限度額に対し、内示額が低く抑えられ、町村では財政経営に大きな負担となっているので、採択された事業については、国で示している補助率で算定した交付限度額で内示すること。

(9) 空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用について、必要な財源を確保すること。

また、増加する危険家屋の除却について、「国の空き家対策総合支援事業」は跡地利用等の制限があるため、活用しにくい制度となっていることから、除却のみに対する補助を創設するなど制度拡充を図ること。

(10) 水道高料金対策については、昨今の経済事情及び住民負担の軽減を考慮し、制度の継続を図るとともに、基準の見直し等の拡充を図ること。

(11) 地上デジタル放送を受信するため、有線受信施設を整備した組合では、整備後の管理・運営及び設備更新に要する負担が大きく、地域によっては少人数で管理しなければならない組合もあり、住民の負担が過大であることから、設備更新時の支援制度を創設すること。

(12) 公共用地の取得に係る租税特別措置法の優遇措置に係る次の事項について特段の措置を講じること。

① 地方自治体を実施する公共事業等の事業用地を取得する際には、譲渡所得の特別控除額の最低額を現行1,500万円から3,000万円に引き上げること。

② 土地収用法を背景にした事業用地の代替地提供者に対する譲渡所得の特別控除額を、現行の1,500万円から3,000万円に引き上げること。

- ③ 地方自治体が実施する公共事業の事業用地の代替地提供者に対する、譲渡所得特別控除を新設するとともに、控除額を3,000万円とすること。
- ④ 生前一括贈与に係る納税猶予農地を事業用地として譲渡した場合、贈与税、相続税の免除制度を新設すること。
- (13) 人口増加自治体においては、住民増加に対応し、インフラ整備、教育環境整備、生活基盤整備、施設整備等を迅速に行う必要があることから、新たな財政措置を講じること。
- (14) 社会保障費については、今後益々増嵩する見込みであることから、社会保障費の算定法の見直しを行い、市町村の過度な負担増とならないよう調整すること。

2 地方交付税の充実強化について

- (1) 地方交付税は地方の固有財源であることを制度上明確にするため、名称を「地方共有税（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）」に改めること。
- (2) 地方分権に適応するよう制度の充実を図るとともに、本来有している財源調整機能及び財源保障機能を堅持すること。
- (3) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留っているため、全額復元に取り組むこと。
- (4) 地方交付税は本来標準的な行政需要を賄うための財源を保障するものであることから、本来国において財源措置すべきものについて、交付税単位費用への算入は行わないこと。
- (5) 普通交付税改革の一環として、トップランナー方式や上位3分の1の自治体の徴収率の導入は、自治体の収入を減少させ、行政改革のインセンティブを阻害することになる。自治体の行政改革の努力により生み出された財源は地方に還元するようにすること。

3 会計年度任用職員制度の導入に伴う財政支援について

令和2年度からの会計年度任用職員制度への移行に伴いこれまでの臨時・非常勤職員の賃金を上回る給与及び手当を支給することになり、一定の財源措置は講じられたが、今後も必要な財源を確保するように努めること。

4 公的年金特別徴収に係る対象者情報の早期提供について

公的年金からの特別徴収制度実施にあたり、対象者情報が地方税共同機構を通じて町村に送付されているが、賦課事務に支障が生じないように、今後とも引き続き、年金特別徴収データの早期提供に努めるとともに、公平・公正な賦課実現のため、マイナンバー制度を最大限活用すること。

2 過疎対策及び地方創生の推進について

(内閣府・総務省)

過疎地域は、都市への食料、水等の供給、国土保全、災害防止など多面的な機能を担う一方、人口減少、高齢化が進行し、医療、産業等において深刻な課題に直面している。これまで4次にわたる過疎対策特別措置法は生活環境の整備や産業振興で大きな役割を果たしてきたが、令和3年3月で現法律の期限がきれることになっており新たな過疎対策の実施を強く求める。また、人口減少の克服と地方創生に向けて国が策定した「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえ、地方版を策定し地方創生に取り組んでいるが、町村が計画する事業が着実に実施できるよう特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- (1) 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月で期限がきれることから新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎地域の指定に当たっては現行の過疎地域が継続して指定されるようにすること。
- (2) 現行の過疎対策事業債等の事業を維持するとともに必要額を確保すること、また、対象事業の拡充を図ること。
- (3) 過疎地域の指定を受けない地域においても地域の実態を踏まえた必要な対策を講じること。
- (4) 地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金等は、町村総合戦略の目標達成のためのより自由度の高い交付金とし拡充すること。
また、地方創生推進交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、財政措置を確実に措置すること。
- (5) 地域再生計画の認定や地方創生関連支援措置の適用については、地方版総合戦略が確実に実現できるよう、機動性が高い運用に改正すること。

- (6) 地方創生の推進には切れ目のない企業支援が重要であることから、地方創生応援税制の認知度向上を図ること。
- (7) 市町村の連携は、地域の活性化や共通の課題解決に向けて重要な役割を果たすことから、地方創生推進関連制度の交付金を継続するとともに、対象事業の要件を緩和し、地域連携事業を拡充強化すること。

3 総合防災対策事業の整備促進について

(内閣府・総務省・国土交通省)

近年、全国各地において、台風、集中豪雨、地震等により土砂崩れ、浸水等の大規模な自然災害が頻発している状況にあり災害に強い国土の形成が喫緊の課題となっている。また、自然災害の観測体制の整備と住民等に対する迅速な情報提供・伝達体制も非常に重要となっていることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

(1) 国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策については、今年度で終了することとなっているが、今後も事前災害の頻発化・激甚化が予想され対策の必要性が高まっていることから恒久化と拡充を図ること。

(2) 「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づく地震津波対策を早急かつ的確に実施すること。

特に、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 先導的な地震・津波防災対策モデルを構築し、地震計やGPS波浪計を増設するなど津波観測・警報体制の充実強化を図ること。
- ② 地震津波防災対策上、緊急に整備を要する施設への財政支援を講じること。
- ③ 地震津波に関する科学技術の支援措置を講じること及び研究成果の普及を推進すること。
- ④ 防災対応職員等の専門的研修を実施すること。

(3) 地域防災計画に位置付けられている避難施設の耐震改修に係る補助制度については、その緊急性及び重要性を勘案し、現行補助制度の補助率を引き上げるとともに、対策に万全を期すること。

また、避難施設に通じる道路についても沿道の建築物やブロック塀の耐震化などについて幅広く使える交付金の創設や補助制度の拡充を行うこと。

(4) 太平洋沿岸市町に対する津波対策については、総合的な体制整備を早急に実施し、その対策に万全を期するとともに、町村の対策整備に対しては、所要の財政措置を早急に講じること。

特に、次の事項について整備を促進すること。

- ① 広域津波監視システムの早期導入及び自治体単位での整備による観測体制の充実
- ② 東日本大震災による津波により損傷した防波堤や防潮堤、陸こう、樋門の早期の整備・復旧及び施設を操作する者の安全を考慮した電動化・自動化と多重防御による津波対策の整備
- ③ 海水浴場や主要漁港、海岸部国県道における、津波監視カメラやデジタル無線方式による双方向通信設備による避難誘導放送施設の設置
- ④ ヘリコプター臨時発着場の整備等を含む避難地や避難路の整備

(5) 防災行政無線のデジタル化の整備に係る財政措置とともに、移行後の維持管理費について継続して財政措置を講じること。

(6) 戸別受信機器等の設置には多額の費用がかかることから、導入に際しての財政措置の継続並びに維持管理費用の財政措置、及びJアラート関連機器の更新等を含んだ維持管理費についても財政措置を新たに講じること。

(7) 地域に密着した消防団は、住民の生命・財産を守る一翼として、災害時には大きな役割を果たしていることから、消防団員の待遇改善を進めるとともに、安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団の施設の耐震化など財政支援の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 小型ポンプ積載車両を各班へ編制することにより、機動性の向上が望めることから、導入に際し、財政措置を講じること。また、老朽化した車両の更新についても財政支援を講じること。
- ② 現行の保管庫は小型ポンプ積載車両の保管が不可能であることから、小型ポンプ積載車両導入と並行して整備する場合、財政措置を講じること。
- ③ 消防団員の安全装備品等について、東日本大震災の教訓を踏まえ消防団の装備の基準等が改正されたことに伴い安全確保対策（耐切性手袋、メガネ等）、

情報通信（車載用無線機等）及び消防団員服制基準の改正に伴う配備に対する補助制度を拡充すること。

- (8) 東日本大震災において、臨時災害FM局は、一度に多くの住民へ生活情報や行政情報を発信する手段として、大きく効果を上げたことから臨時災害FM局装置一式及び防災ラジオを災害対策用移動通信機器の配備品目として追加すること。

また、災害等の緊急時に、今ある地域コミュニティFM局等への情報伝達手段を迅速に行い、住民等へ行政情報が幅広く発信できる諸設備を設置すること。

- (9) 蔵王山火山活動の高まりに対する支援について

① 今後も火山活動の高まりにより、災害が発生する恐れがあることから、国においても風評被害払拭事業等に対する財政支援や観光事業者への融資制度確立など、総合的な支援対策を講じること。

② 噴火発生により融雪型火山泥流が想定されることから、「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が策定されたが、対策の一つとして、次の事項について特段の措置を講じること。

イ 松川の火山砂防事業の早期完了

ロ 濁川にある清水原橋の流木による閉塞対策としての流木捕捉工の整備

- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条または第9条に基づき、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に、住宅団地造成の法面が指定された場合の対策工事は、安全な状態にするために膨大な時間と費用を要し、自治体及び所有者個人の負担が大きくなることが懸念されることから補助金による支援措置を講じること。

4 情報化施策の強化推進について

(総務省・内閣府)

- (1) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の運用に当たっては、広く国民に周知し理解を得ること。

また、番号制度の運用、システム、機器の維持更新及び情報セキュリティ対策の強化にかかる町村の負担は増加しており十分な財政措置を講ずること。

- (2) 条件不利地域等において、町村が整備したブロードバンド施設等について、代償なく速やかに民間通信事業者への移管を可能とする制度を創設すること。

なお、運営に関して町村負担が生じる場合には、万全の財政措置を講ずること。

- (3) 地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安全・安心の確保等、被災地域の具体的な課題についてICTの利活用を通じて、その解決を促進するための施策と財政措置を講ずること。

また、ICTを活用して整備した情報システムを継続的に利用していくには、機器等の更新が必要になるので、これらの更新費用についても財政措置を講ずること。

5 陸上自衛隊演習場周辺対策事業の促進について

(防衛省)

(1) 装軌車等による演習場外への土砂の搬出を防止するため、演習場内の戦車走行路の整備及び洗車場の改修を図ること。

(2) 農業用水確保のため農業ため池、堰や用水路の整備及び堆積土砂の浚渫などによる機能回復を図ること。

(3) 騒音、振動の防止のための住宅防音工事を実施するとともに、軽減のための技術開発を促進し、地形や行政区域等実態に即した区域指定を行い、補助対象区域の拡大を図ること。

また、砲撃音に起因する住宅防音工事により設置された空気調和機器の老朽化が進行していることから、その復旧を図る対策を講じること。

(4) 特定防衛施設周辺整備調整交付金を一般財源として活用できるよう、制度の見直しを図ること。

また、S A C O関係特別交付金は、平成28年度から一般経費の中に予算措置されたが、沖縄に駐留する米軍に起因する沖縄県民の負担軽減のため、S A C O事案として苦渋の選択の末に移転訓練を受け入れていることから、予算を減額されることなく継続して交付すること。

併せて、これまで一次・二次の二期に分けて交付されている特定防衛施設周辺整備調整交付金及び再編関連訓練移転等交付金の交付時期については、年度当初において一括交付されること。

(5) 陸上自衛隊演習場周辺において、演習場から侵入してくるイノシシなどの鳥獣による被害が発生していることから、被害防止対策を講じること。

6 拉致事件に関する特定失踪者の真相究明について

(内閣府・外務省)

- (1) 特定失踪者の失踪原因の真相究明を早期に実現すること。
- (2) 他国による拉致の可能性が濃厚であると判断できる特定失踪者については、速やかに拉致被害者の認定を行うとともに原状回復を求めること。
- (3) 拉致を行った国に対し、全ての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう求め、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを求めること。

7 再生可能エネルギーによる地域振興推進について

(経済産業省・農林水産省・環境省)

エネルギーの安定供給には、供給源の多様化や自給率の向上を図る必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- (1) クリーンエネルギー施設により発電した電気を送電できる体制を整備すること。

現在、売電を目的とした場合、事業者が送電できない場合があり、採算性の観点から進出の面での課題であるため、国のエネルギー政策として整備すること。

- (2) バイオマス発電事業は、計画策定から稼働するまでかなりの期間を要し、人件費及び運搬費等で多額の経費がかかることから、バイオマス由来の電力買取価格については引き上げ等、特段の措置を講じること。

また、バイオマス発電の災害時等のエネルギー自給に向けて、「系統設備の増強など送電線網整備の推進」「系統への優先接続」について、特段の措置を講じること。

- (3) 水素社会の実現に向けて、本県が水素技術の実証フィールドの先進地とするための制度を創設すること。

また、燃料電池自動車の普及のため、水素ステーションを大都市圏以外への設置を促進するための制度を創設するとともに、購入の補助率を引き上げること。

8 道路・河川等・ダム及び生活環境等の整備について

(国土交通省・厚生労働省・農林水産省・環境省・経済産業省)

国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを推進し、安全・安心な住みやすい地域社会を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 道路整備事業の促進について

(1) 高速自動車道並びに高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備促進を図ること。

① 仙台北部道路 富谷 J C T のフル規格化の推進

② 三陸自動車道の全線供用化の推進

(2) 国道・県道及び町村道の均衡ある整備促進を図ること。また、既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、町村が必要な道路整備が行えるよう十分な財政措置を講じること。

特に事業化が決定し事業着手している整備区間については、十分な道路整備予算を確保するとともに、基本計画区間についても、早期の道路整備が図られるよう、国の責任において事業化を推進すること。

また、令和元年東日本台風の経験を生かし、河床が高くなり越水を招くことの無いよう、適正な河床高の管理を徹底すること。

(3) 自転車活用推進法に伴う自転車専用通行帯等の整備について、県及び市町村において計画的に推進できるよう財政措置を講じること。

2 復興道路・復興支援道路の財源確保について

三陸沿岸道路をはじめとする復興道路・復興支援道路は復興に不可欠な事業であるが、供用までに期間を要することから、通常の公共事業とは別枠で完成まで継続的に財源を確保すること。

3 地方創生や国土強靱化に資する道路整備に必要な通常予算の確保について

沿岸町村においては、東日本大震災からの早期復旧・復興に向けて、復旧・復

興関係予算による道路事業に鋭意取り組んでいるが、今後、内陸部も含めた本県全体の地方創生や国土強靱化を図る上で、地方の拠点を結ぶ県道・集落間を結ぶ町道などの道路ネットワークの強化が不可欠であることから、復旧・復興以外の道路整備に必要な通常予算を確保すること。

4 河川海岸等の整備促進について

- (1) 防災・減災の観点から治水は重要施策であることから、抜本的な治水安全度の向上に寄与する対策や堤防強化対策など予防的な治水対策の促進を図り、令和元年東日本台風の経験を生かし、河床が高くなり越水を招くことの無いよう、適正な河床高の管理を徹底すること。
- (2) 一級河川については、一つの県内で完結する河川であるか否かに関わらず、引き続き国自らが管理者となり、一層の整備促進を図り国の役割を強化し、その責任を果たすこと。
- (3) 海岸の整備事業等の促進を図ること。
- (4) 仙台湾南部海岸浸食対策事業を推進すること。

5 ダム事業の促進について

嘉太神ダム及び筒砂子ダム早期着工等の整備促進を図ること。

6 廃棄物処理対策の充実強化について

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」を着実に推進すること。
また、計画の実施に当たっては、町村の現状や意見を十分踏まえること。
- (2) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境整備対策を検討し、財政措置を講じること。
- (3) 跡地計画の無い焼却施設を解体撤去し更地にする場合の特別交付税による財政支援は廃止となり、また、循環社会形成推進交付金では移転・整備の場合は補助の対象外となっていることから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事や、解体跡地以外への新たな廃棄物処理施設の整備など、焼却施設に限定されない全ての施設解体工事について、財政措置を講じること。
- (4) 家電リサイクル制度の見直しに当たっては、次の事項を実現すること。
 - ① 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の基本方針に定められた

回収率目標が達成されない場合には、速やかに家電リサイクル料金の「前払い方式」に移行すること。

② 対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

③ 不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととする。

また、町村が回収した場合は、その回収費用等を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。

④ 不法投棄者に対する罰則規定を強化すること。

(5) 廃棄物排出抑制に関する「環境教育」の実施に関する支援を講じること。

7 水道施設の更新・整備における補助制度の充実について

(1) 安全対策として実施している水道管の老朽管更新事業及び石綿セメント管更新事業は、水道企業経営が厳しい状況にあることから、更新が進んでいない状況であり、補助制度の充実を図ること。

(2) 山間部等の地域においては、未だに水道の未給水地があることから、簡易水道施設等設備費補助の補助率を2分の1に引き上げるなど未給水地域の解消を推進すること。

(3) 国が求める水道事業体の基盤強化に向けた水道料金の改定に際し、消費税率の引き上げに伴う国民の経済的負担の増大も懸念されることから、水道料金についても軽減税率の適用とすること。

8 下水道処理システムの整備について

下水道処理システムの整備に必要な補助金については、町村の要望額どおり交付できるよう所要額を確保すること。確保できない場合は、臨時財政特例債の発行ができるよう地方債制度の見直しを行うこと。

また、地方財政対策における下水道事業への高資本費対策は、資本費負担の軽減を図ることによる経営の健全性を確保するため、恒久化すること。

9 公共交通網の充実強化について

(国土交通省)

各地域が持つ産業・経済・文化等の多様な環境をネットワーク化し、活力と均衡ある地域発展を図るため、公共交通網の整備は重要であることから次の事項について、実現化に向けた特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 鉄道網（JR東日本）の整備促進

- (1) JR常磐線全線の運転再開後における利用者の利便性の確保及び運賃設定について特例措置を設けるよう働きかけること。
- (2) JR仙石線松島海岸駅のバリアフリー化を促進すること。

2 地域公共交通確保維持改善事業の補助率の確実な確保

- (1) 阿武隈急行株式会社では、沿線住民の足の確保のため、自らの経営努力及び地域の支援を受け、整備事業を計画的に進めてきた。

については、事業者及び沿線自治体の安定した財政運営のため、法令等に基づいて実施する必要があるものについては、確実に補助所要額を確保すること。

また、令和元年東日本台風により甚大な被害を受けたため、安定した公共交通の確保が困難な状況にあることから、運行の再開と経営安定への支援を行うこと。

- (2) 市町村が運行するコミュニティバス・デマンドタクシー等、地域公共交通の運行に対する所要の財源を確保し、安定した財政運営を支援すること。

10 農業対策の充実強化について

(農林水産省)

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、活力ある農村を将来にわたり持続できるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 食料・農業・農村基本計画について

(1) 国内の米需給のバランスを崩すような輸入にならないよう、輸入量を制限すること。

(2) 農地中間管理機構により、農地の出し手に対する支援の充実が図られたが、担い手である農地の受け手にも支援策等の創設を図ること。

加えて、中山間地域等での農地集積が促進されるよう、基盤整備事業の採択要件等について、地域の実情に合った支援策を講じること。

(3) 経営所得安定対策については、需要に即した主食用米の生産と戦略作物の本作化や地域の特色ある作物の産地づくりに向けた取組を促し、農家が自立・安定した経営が可能となるよう、「水田活用の直接支払交付金」、特に産地交付金枠の財源を十分に確保するなど、着実な実施を図ること。

あわせて、収入保険制度については、農業経営の安定につながる有効な施策となるよう配慮し、普及促進に努めること。

なお、長期的な営農計画が可能となるよう、経営所得安定対策の法制化を図ること。

(4) 経営構造対策の推進と土地利用型作物の生産対策を引き続き強化すること。

(5) 優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用を図るため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については、町村長に移譲すること。

(6) 日本型直接支払制度について、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用に努めるとともに、取り組みやすい支援制度とすること。

なお、「多面的機能支払交付金」については、新規集落組織が加入しやすいように事務処理の簡略化を検討すること。

また、いずれの交付金についても、交付単価を調整することのないよう、十分な財源を確保すること。加えて、地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

- (7) 水田フル活用により飼料用米の生産拡大を進めているが、売り先の確保や効率的な流通体制の構築、多収技術の普及などの課題があるので、それらの対策を講じるとともに、飼料用米生産に対する支援策を安定的かつ恒久的に行い、飼料用米生産農家の経営安定を図ること。

2 人材の育成・確保について

認定農業者や新規就農者及び集落営農も含めた担い手の育成・確保を図ることを基本に、農地中間管理機構などによる施策を推進するとともに、法人以外の集落営農組合への支援策を充実すること。

あわせて、地域農業を牽引する小規模農家への補助、支援制度の拡充を図ること。

特に、新規就農者の担い手の育成・確保については、地元就農者に加え、地域おこし協力隊を経ての就農者も増えており、より安定した農業経営が図れるよう「農業次世代人材投資事業」の経営開始要件について、就農者の試験・試作販売や地域おこし協力隊任期中の試験販売を交付対象の特例にするとともに、販売額上限の設定など要件の緩和を図ること。

3 中山間地域等の振興について

- (1) 生活環境基盤整備のための諸施策を充実すること。
- (2) 地域特産物の消費拡大に向けた加工・流通などの高付加価値化について諸施策を充実すること。
- (3) 新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣被害防止（サル・クマ・イノシシ・ニホンジカ等）及び鳥獣被害対策実施隊の育成など諸施策を充実すること。

なお、捕獲協力について、有害鳥獣駆除に当たっては先行事例なども充分活用し積極的な展開を図るとともに、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、諸条件の見直しを行い、イノシシ等から農地を守る事業としても位置づけ被害防止施設の整備などの事業予算の確保に十分努めること。

また、有害鳥獣の駆除を行っても、放射線量が高いため処分に苦慮していることから、駆除獣の処理施設を国の負担で設置すること。

さらに、国有地が有害鳥獣の住みかとなり、民有地への被害が発生している事例が多いので、国として万全の対策を講じること。

- (4) 中山間地域支援対象条件に「中山間地域の指定」があるが、同じような条件でも指定地域と指定されない地域があることから、指定の見直しを行うこと。

4 畜産振興対策の推進について

- (1) 配合飼料価格安定制度については、価格差補てん財源の確保や価格差補てん発動基準の抜本的な見直しを行い、長期的な飼料価格の高騰に対応した制度に拡充強化すること。

- (2) 口蹄疫については、関係農家や事業者の経営対策を講じるとともに、再発の防止に向けた防疫対策の一層の強化、さらには財政的支援など万全の措置を講じること。

また、発生時の関連諸対策、罹患した牛豚などの埋却処分場の設置の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を創設すること。

- (3) 鳥インフルエンザ、豚熱などの特定家畜伝染病については、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、発生時の関連諸対策、罹患した鳥、豚など家畜の焼却・埋却処分場の設置の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補てん制度を拡充すること。

また、アフリカ豚熱など海外で流行している伝染病が国内に持ち込まれることのないよう水際対策の徹底強化を図ること。

5 農業生産の総合的な振興について

耕種と畜産の連携強化などによる農業生産の総合的な振興を図るとともに、野菜などの価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講じること。

6 経営体育成基盤整備事業の推進について

農林業の生産性向上や農山村の地域活性化を図るため、農業農村基盤整備、森

林基盤整備などを推進する「農山漁村地域整備交付金」の十分な財源措置を講じること。

7 国際貿易交渉への対応について

環太平洋連携協定（TPP11）など、国際貿易交渉の対応については、国内農産物の価格下落などに十分対策を講じること。とりわけ競争力の弱い中山間地域においても農業経営が持続できるよう必要な施策と財源の確保を図ること。

8 新たな農業・農村政策の推進について

制度の見直しや新たな制度全般にわたり、事業の実施要綱、要領などの情報提供が遅いこと、また、事業の実績、効果を十分検証しないまま、頻繁に要綱等が改正され取組を断念せざるを得ない事業もあるなど、各自治体段階では大変な混乱をきたしている。

については、制度の改革にあたり地域の関係者などとの協議を十分に行い、地域の農業・農村の展望が持てるような現状や実情を踏まえた制度設計を講じるとともに、安定的に施策を実施すること。

9 遊休・休耕農地の有効活用について

遊休・休耕農地の有効活用方法として、再生エネルギーの促進につながる成長の速いエネルギー作物の作付け奨励策を創設すること。

11 森林・林業対策の推進について

(農林水産省)

森林が将来にわたり適正に管理され、多面的機能の持続的発揮を図るための政策を進め、人材育成、林道整備、機械設備導入など財政支援を強化することが必要であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 森林環境譲与税の配分見直しについて

森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から森林環境譲与税が配分されたが、人口の多い大都市に多く配分され、人工林面積が大きく、森林整備が必要な自治体に配分される額が少ない状況となっている。真に森林整備が必要な自治体に必要な額が配分されるよう配分の基準を見直しすること。

2 新たな森林管理システム実施への支援について

森林環境税及び森林環境譲与税の関連法が成立し、森林・林業対策が強化されることになるが、森林台帳の整備など「新たな森林管理システム」の実施にあたり、町村においては専門的な知識と業務量の増加とが見込まれることから、財源を含めた十分な支援体制を講じること。

3 森林を守る山村に対する財源措置について

税源の乏しい山村に対して、有効な財政調整機能を発揮させ山村を守るため、地方交付税制度における基準財政需要額に、森林面積1ヘクタール当たり少なくとも1万円を算入すること。また、森林整備事業に対する国庫補助を10割とし、間伐材の搬出費も事業費に組み入れることを恒久化すること。

4 松くい虫対策の推進について

松くい虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化を図るとともに、より効果的な駆除技術や樹木の開発、樹種の転換、被害木などの利用、普及を促進すること。

特に東日本大震災の被災地域においては、被害木の増加が顕著であることから、

国庫補助を10割とする緊急対策を講じること。

5 ナラ枯れ対策の推進について

ナラ枯れについては県内でも被害拡散の状況にあるため、被害の防除制度の充実を図るとともに、効果的な駆除技術の普及を促進すること。

6 木質バイオマス利用の推進について

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興を図るため、木質バイオマスの利用を推進し、森林資源の循環利用を促進するための多面的な対策を展開すること。

また、木質チップ加工施設及び林業機械（チップパー機等）の整備に係る補助事業は要件が厳しく補助率が低いため、活用しがたい事業となっている。森林資源の循環利用に積極的に取り組めるよう補助条件の緩和と補助率の嵩上げを図ること。

7 民有林・国有林連携共同施業の推進について

民有林と国有林については、共同して施業を行い、木材供給のコスト削減や安定化を促進すること。

また、モデル事業を実施し、共同施業の普及を図ること。

12 水産業対策の充実について

(農林水産省)

将来にわたり国内外の消費者に安全・安心な水産物を供給するための政策を進めていく必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 秩序ある水産物輸出入体制の確立について

国際的な漁業規制が強化されるなかで、我が国の漁業の維持発展のため、水産外交を強力に展開し、魚価安定対策の確保及び水産物輸入規制の強化を図ること。
また、輸出に対する取り組みの強化を図ること。

2 風評被害の早期解消について

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、特産「ホヤ」の大量処分を余儀なくされるなど、風評による様々な影響は未だに続いている。
については、風評被害の早期解消に向け、放射性物資検査に要する経費を全面的に支援するとともに、国内外に対する的確な情報の発信を強化すること。
また、関係国の輸入禁止措置の撤廃に向け、強力に働きかけること。

3 水産加工品の供給体制の整備について

水産加工品の消費拡大及び流通機能の安定化を図ること。
また、水産加工業経営安定のため、長期融資制度の維持、充実強化を図ること。

4 水産基盤整備の計画的推進について

新たな「漁港漁場整備長期計画」のもとに、施設の着実な維持更新を図るとともに、魚礁の設置などにより水産資源の回復に努めること。

5 漁場・沿岸環境保全対策の推進について

漁場環境及び生態系の保全を図るため、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善などに努めること。

なお、磯焼け対策については、浜の活力再生プランが活用できるが、事業の実施に係る手続きが煩雑であるため、簡略化を検討すること。

また、海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実を図ること。

6 密漁防止対策の強化について

密漁者に対する罰則を強化し、海上保安庁などの巡視船、超高速艇の配備などにより、密漁や違反操業による漁業秩序の混乱を未然に防止するよう、引き続き取締りの強化を図ること。

7 水産資源増殖の推進について

さけ・ます増殖施設整備を充実強化するとともに、事業者の経営安定対策を図ること。

8 燃油及び石油関連製品の価格安定について

漁船用燃油価格などが再び高騰する場合に備えて、影響を軽減する補てん措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策の拡充を図ること。

また、石油関連製品の価格安定を図ること。

9 養殖施設に係る激甚災害指定の運用基準の見直しについて

(1) 被害状況の指標とされてきた「海面養殖業所得推計値」の適用基準を緩和すること。

(2) 災害発生は広範囲と限らず、特定地域に集中することもあることから、指定地域を都道府県単位に限定せず、対象地域を細分化すること。

10 漁業経営安定対策の推進について

漁業共済のうち、特定養殖共済における現行の掛金は、地域内の漁業者の加入率によって金額に差異が生じているほか、施設共済においては、施設の復旧時における査定金額が低いことにより加入率が低迷している状況にある。

また、直接補償制度の構築にあたっては、漁業経営者の声が的確に反映されるよう十分な配慮が必要である。

漁業経営は、自然環境や災害等によって大きく影響を受けるものであり、経営安定のためには共済制度の充実や所得補償制度の構築が不可欠であることから、次の事項について特段の措置を講じること。

- (1) 漁業共済制度について、より多くの経営体が無理なく制度加入できるよう掛金負担の軽減、加入要件の弾力化など、制度の拡充を図ること。
- (2) 漁業所得補償制度の構築にあたっては、現場の実情、意見を十分に踏まえて交付要件などを定めるとともに、町村の財政負担は伴わないようにすること。

11 人材の育成・確保について

漁業の将来を担う人材の育成・確保を推進し、漁業を持続的に発展させるための施策を継続するとともに、意欲ある新規漁業者を安定的に確保し、定着を図るための支援策を充実すること。

特に「漁業人材育成総合支援事業」は、就業後の長期研修に係る支援が指導者に対するものであり、新規漁業者を受け入れるうえでは有効であるが、収入の低い新規漁業者本人への直接支援が無いことから、農業の「農業次世代人材投資事業」と同様に、新規漁業者へ直接支援金を交付するよう改善を図ること。

13 産業振興対策の推進について

(経済産業省・国土交通省)

1 中小企業等への支援について

中小企業地域資源活用促進法等に基づき、地域のもつ産業資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化などについて、積極的な支援を行うとともに、中小企業等の労働力確保に係る事業者及び自治体の取組みに対する支援を拡充すること。

あわせて、法人税等国税の軽減免除制度について充実強化を図ること。

2 津波・原子力災害復興支援について

経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、復興に必要な企業立地と雇用創出に不可欠であることから、申請期限が令和5年度末まで、運用期限が令和7年度末まで延長されたところであるが、復興が遅れる地域に対しても確実に交付されるよう弾力的な運用を図ること。

また、原子力災害被害を受け、東京電力より福島県内市町村と同様の賠償を受けた丸森町について、補助対象区域とすること。

3 仙台北部中核都市への支援について

仙台北部中核都市及び周辺市町への関連企業の誘致を促進するため税制などの優遇措置、企業立地に基づく普通交付税の減収補てん措置の適用期限延長を図ること。

4 モーダルシフト等の推進について

モーダルシフトの推進、物流拠点の整備など新たな物流政策を策定し、実施すること。

- (1) JR貨物宮城野駅の移転新設によるモーダルシフトの推進と物流拠点の整備
- (2) インランド・デポ等物流拠点施設の整備と拠点化の促進
- (3) 周辺アクセス道路の整備
- (4) 大規模災害時の物流リスク分散のため、「道の駅」など県内複数地区に、後方支援拠点を分散して整備すること。

14 広域観光の充実に向けての支援について

(国土交通省・文部科学省)

地域の人口が減少する中、観光等による交流人口の拡大は、地域経済にとって一層重要となっている。また、観光は、多くの産業が関係し体験型・交流型観光が生まれるなど地域づくりにも大きな効果が期待されることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 観光立国推進基本法に基づき策定された観光立国推進基本計画を踏まえ、町村が地域の特性を活かし、観光施策を着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

また、地域の交通環境整備及びレンタカーやバス等の二次交通アクセスの充実を図ること。

- 2 観光客の車両がスムーズに目的地に向かえるよう、国道等の道路標識の整備及び駐車場入り口付近の車線拡張整備を図ること。

また、広域観光ルートの構築にかかる多言語観光案内板の機能充実など各種広域観光事業について、より一層推進するための財政支援を講じること。

- 3 歴史的資源を活かした観光や地域産業に結びつけるために、歴史的建造物の修理・修復など保存対策に係る整備体制の拡充及び支援措置を講じること。

15 障害者保健福祉施策の充実強化について

(厚生労働省)

障害者が地域において自立した生活ができる福祉のまちづくりに向けた環境整備の推進が必要となっていることから、町村がそれぞれの地域の実情に応じた地域生活を支援する取組が行えるよう、十分な財政支援措置を講じるとともに、補助事業の適用範囲の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 町村単独事業の福祉タクシー利用助成について、新たな助成制度の創設等を行うこと。
- 2 地域生活支援事業の必須事業に対する補助については、1 / 2の補助率どおり交付されることはなく、事業の円滑な実施を妨げている。障害者が地域間格差のないサービスを受けられるよう、所要額の財源を確保し、補助率どおり補助金を交付すること。
また、障害者への相談支援は、財源が地方交付税で措置されているため、一般財源への負担が大きい。サービスの地域格差を生む要因とならないよう、必要な財政措置を講じること。
- 3 重度障害者については、在宅での生活が困難でも、グループホームに空きがない場合、入所待ちの状況が続くこととなるため、国の施策において入所施設の設置拡充を図るとともに、重度障害者を受け入れられる短期入所施設についても、設置拡充を図ること。
- 4 障害者福祉サービス事業所が不正行為等で事業所が指定取消となり、事業所から給付費の返還がない場合は、関係町村において、給付費の全額を国及び県に一括返還しなければならないから、市町村の負担が大きいことから必要な措置を講じること。

5 第5期障害福祉計画では、地域生活支援拠点として居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進することとしている。

については、障害者福祉施設が少ない地域や、過疎化・山間豪雪等複合的な課題を持つ小規模町村に対し、障害者が自立して生活ができるための環境整備が進むよう、国が中心となり制度設計を講じること。

6 障害児支援体制整備について、人的配置を含めて財政負担が大きいことから継続した財政支援を行うこと。

7 障害者福祉施設の拡充により障害者の生活の場も広がりを示している。施設所在自治体の財政負担に偏りがないう、住所地特例の対象施設の拡充を行うこと。

(1) グループホーム

居住地の市区町村以外のグループホームへの入居およびグループホームから介護保険施設への入居については、住所地特例が適用されず、グループホーム設置市区町村の財政を圧迫しているのが実状である。

については、住所地特例の対象施設にグループホームを追加し、制度上の問題を解消すること。

8 身体障害者がグループホームを利用する場合、浴室、トイレなど建物の構造を身体障害者に配慮したものとする必要があるが、資材の高騰などで事業費が高額となるなど事業者負担が大きく整備が進まないことから、補助基準額を引き上げること。

9 ショートステイを含む全ての対象施設における防火対策強化に係る必要経費について、事業者の負担とならないよう改修費等の補助を拡大すること。

16 国民健康保険制度の抜本的改革について

(厚生労働省)

国民健康保険の安全かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 財政基盤が脆弱な国民健康保険を、安定した医療保険制度として運営していくため、国による財政支援の充実・拡大を図ること。

また、震災により悪化した市町村国保に対して行われている財政支援について、今後も厳しい財政運営が見込まれることから、令和3年度以降も継続して実施すること。

- 2 後期高齢者支援金による特定健診・特定保健指導については、法定義務とされていることから、実施実績に伴い後期高齢者支援金の減額対象とされているのが実状である。

については、町村の国保運営の妨げとなるため、後期高齢者支援金の減額加算を実施しないこと。

また、特定健診・特定保健指導負担金の基準額を引き上げ、保険者の財政負担の軽減を図ること。

- 3 国保の都道府県単位化により市町村の保険料（税）が大きく変わらないよう必要な措置を講じること。

また、負担基準については全国統一のものとし、不足分については社会保障の範ちゅうとして国の負担とすること。

- 4 医療保険制度の抜本的改革が達成されるまで、国民健康保険が医療保険としての機能を充分果たせるように、国庫負担制度の充実強化を図ること。

また、医療保険制度の改革にあたっては、住民の実情を勘案した制度設計とすること。

- 5 18歳までに達した年度末までの子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

- 6 医療保険制度間の公平性を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入すること。

17 後期高齢者医療制度について

(厚生労働省)

今後検討する後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、被保険者のために現場である地方の実情を十分考慮し、意見を反映したより良い制度とするため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平化・財政基盤の安定化を目指した現行制度の利点及び保険料負担の現行水準を維持するとともに、制度運営の責任は都道府県が担うこと。
- 2 後期高齢者医療の制度改正にあたっては、国民健康保険事業の負担とならない制度設計を行うこと。
- 3 制度の改正にあたっては、町村の十分な準備期間を確保するとともに、電算システムの改修について、下記事項の対応を図ること。
 - (1) 制度見直しに伴う経費や電算システム改修経費などについては、地方へ負担転嫁することなく、全額国において財政措置すること。
 - (2) システム開発の前提となる政省令を早期に公布するとともに、事前の情報提供を行うこと。

18 介護保険制度の改革について

(厚生労働省)

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスが受けられるよう、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護給付費負担金については、各保険者に対して給付費の25%（施設サービス給付費等にあつては20%）を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

また、地域支援事業についても現在の交付割合及び交付内容を下回らないようにすること。

- 2 保険料の段階に世帯単位という考え方があることから、年金額が少ない者は、経済的に苦しく生活に支障を来すことがあるため、世帯単位で保険料段階を決定するのではなく、個人単位のものへと保険料の算定方式を見直すこと。

また、全国的に年々介護を必要とする方が増えており、必然的に個々の介護保険料も年々増加の一途を辿っている状況にあるので、高齢者の負担軽減を図るため第1号被保険者の介護保険料を継続して軽減するよう特段の財政措置を講じること。

- 3 入居者の高齢化が進み、医療ニーズの高い入居者も多く、急変時の対応等を求められるなど配置医師の役割は大きくなっている。

しかしながら、配置医師が介護老人福祉施設内で保険医療を行った場合、診療報酬請求上、数多くの制約があるなど、介護保険制度上の位置づけが明確でないため、現実にはボランティア的な要素が高く、医師の確保が難しい状況にあることから、配置医師確保対策を講じること。

- 4 高齢者施設については、高齢化の進展に伴い需要が高まっているものの、介護職員及び施設の不足により入所待ちの状況となっており、抜本的な対策が必要である。

については、人員確保のため、ハローワーク以外にも人材登録制度を構築するとともに、介護職員の処遇改善を行うための財政支援を講じること。

また、施設整備・誘致等には巨額の費用がかかることから補助金の更なる拡充を図ること。

5 平成29年度から要支援認定者に対する通所・居宅介護の予防給付が介護保険事業から切り離され、地域支援事業に移行したことに伴い町村の財政負担、事務負担が増えていることから、市町村間におけるサービス格差が生じないように、引き続き必要な財政支援や事務的支援を講じること。

6 高齢者が自宅で暮らし続けるための住宅支援と併せて、低所得者用の住宅を確保し、安定した地域生活を営むことができるよう、施策を拡充すること。

また、年々増加する施設入所待機者に対応するため、特別養護老人ホームの施設整備に対する財政支援の強化を図ること。

さらに、在宅で介護を行う家族等の身体的、精神的負担軽減を図るため老人短期入所施設の確保が必要となってきたことから、地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設の整備について支援を行うこと。

7 地域密着型共同生活介護における本人負担の特定入所者介護（予防）サービス費等を利用可能とし、利用者の負担の軽減を図ること。

また、それによる市町村負担が増大にならないよう必要な財政措置を講じること。

8 地域包括ケアシステムの深化・推進には地域包括支援センターの機能の充実が不可欠となることから、人員配置基準の見直しを図るとともに、必要な財政支援を講じること。

9 地域支援事業における介護用品支給事業は、事業縮小・廃止に向け、調整を行っているにも関わらず、新規利用者のニーズが増加しており、町村にとって非常に大きな負担となっているのが現状である。

については、次期計画期間においても国庫負担等の財政措置を講じること。

19 子育て支援対策の推進について

(厚生労働省・内閣府)

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、次の事項について総合的に検討し、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 保育士の確保対策について

子ども・子育て支援新制度が始まり、待機児童の解消、保育支援の質の向上に努めているところではあるが、全国的な保育士不足の影響により、保育士の確保対策が大きな課題であることから、保育士の処遇改善のための措置を今後とも継続して講じるとともに、町村の非常勤・臨時保育士についても国の助成対象とすること。

また、私立保育所では下半期以降の児童入所を見越し、保育士を配置しているが、児童が入所しない限り給付費が支払われず、経営を圧迫しているのが現状である。

については、保育士人件費等の一部が補填される補助制度を構築すること。

2 児童手当全額国庫負担について

児童手当は、少子化対策の重要な施策であり、国の責任で実施すべきものであり、財源は全額国庫負担とすること。

また、制度改正による電算システムの改修に多額の費用を要することから、安定的で持続性のある制度改正を行うこと。

3 父子家庭に対する遺族基礎年金支給対象拡大について

東日本大震災を契機に、国民年金法等が改正され、遺族基礎年金の支給対象に父子家庭が加えられたが、受給できるのは法施行日以降に父子家庭になった場合に限られており、東日本大震災で父子家庭になった者は対象となっていないことから、震災特例を設け受給対象を拡大すること。

4 乳幼児医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、少子化対策として、また、子育て世帯の経済的負担

軽減の観点からも非常に重要な施策であり、多くの町村が国の補助基準を超えて助成しており、乳幼児医療費助成制度の費用負担が町村の財政を圧迫しているのが実状である。

については、国の子育て支援制度として、義務教育が終了する中学校卒業まで乳幼児医療費助成制度を拡充し、実施すること。

- 5 妊婦健康診査については、子ども・子育て支援新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられたが、財源については従前どおりとなっていることから、直接補助あるいは交付金とし、財政支援を充実すること。

また、妊婦健診にかかる財政支援に、妊婦歯科検診を加えること。

- 6 待機児童対策のための保育所整備について

女性の就業率の上昇に伴い、保育所の待機児童数が増加し続けており、待機児童解消の対策が各自治体において大きな課題となっている。

については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童解消に向けた保育所等の整備を実施するにあたり、町村が整備する幼保一体化施設や認定こども園（保育所型）についても、補助対象とすること。

また、市街化調整区域内で保育所整備を行う場合、都市計画法において立地に関する要件が定められているが、保育所の公共公益施設としての役割に鑑み、幼稚園と同程度の規制緩和を進めること。

- 7 過疎地域、山村振興地域をはじめ財政力の弱い町村では、公立保育所の運営が厳しい状況にある。今後ますます進行する少子化の中で、子育て支援対策として一定の保育サービスを確保していくために、特段の財政措置を講じること。

- 8 放課後児童健全育成事業について

- (1) 放課後児童健全育成事業における職員基準の見直し

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における放課後児童支援員の職員基準については、当該基準第10条第3項の規定に該当するもの及び都道府県が実施する研修を終了したものとして定義されている。

しかし、町村においては、放課後児童クラブの地域間での異なる利用ニーズ

への多様な対応が求められているものの、支援員及び補助員のなり手が不足していることや、都道府県が実施する研修への参加が困難な場合があり、支援員の人材確保が喫緊の課題となっている。

については、柔軟な人員配置が可能となるよう、職員基準を緩和するとともに、職員の経過措置期間についても見直すこと。

(2) 放課後児童健全育成事業への財政支援

放課後児童健全育成事業を実施する町村においては、地域間で放課後児童クラブの登録児童数に偏りがあることにより、国庫補助額に差が生じ、町村財政を圧迫しているのが現状である。

については、放課後児童健全育成事業費の基準額及び国における3分の1の補助率を見直し、十分な財政支援を講じること。

- 9 令和元年10月から実施された幼児教育・保育無償化では公立保育所の負担は市町村負担が10/10とされ、地方消費税交付金が交付されることになっているが、必要額を賄うことが困難であり財政支援策を講じること。

20 地域保健医療対策の推進について

(厚生労働省)

地域保健医療の充実、制度の定着化と安定化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 地域医療体制の充実について

- (1) 地域医療構想の検討を進めるに当たっては、地域における自治体病院の存在価値を十分考慮し、地域の実態に即した医療政策を行うこと。
- (2) 地域医療供給体制の強化充実を図るため、経営環境の厳しい自治体病院が地域医療構想との整合性を保ちながら経営安定できるよう財政支援を図ること。
- (3) 地方の慢性的な医師・看護師不足等による診療科目の偏在等の医療格差の解消のため、地域医療に従事する医師・看護師確保対策の充実強化を図ること。
特に、「新医師確保総合対策」等を踏まえ、全国的にも深刻な問題となっている産科及び小児科の医師確保対策の推進を図ること。
また、コ・メディカルスタッフの確保対策についても推進を図ること。
- (4) 東日本大震災で壊滅的な被害を受けた病院の運営に対しては、震災減収対策企業債に対する交付税措置を拡充する等、財政支援を拡充すること。

2 地域の現状とニーズを踏まえ、地域間の病院連携を中心とした救急医療体制の整備のための取組みを進めること。

また、地域で運営する平日夜間初期救急医療体制施設については、運営主体は町村であり、運営費の負担が多額となっているのが実状である。

については、救急医療体制を維持し、安定した運営確保のため、施設の整備及び運営に対する財政支援を将来にわたり継続すること。

3 新型インフルエンザ等新感染症対策について

- (1) 新型インフルエンザ等新感染症が発生した際には、各自治体に感染動向や発生状況について迅速かつ正確に情報提供するとともに、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン原液の備蓄等に万全を期すこと。
- (2) 新型インフルエンザ等新感染症の発生に対応し、ワクチンの予防接種を実施

する場合は、感染拡大の防止を確実に実施するため、国において低所得者層及び抵抗力の弱い乳幼児・児童に対する負担軽減措置を講じること。

また、自治体が行う新型インフルエンザ等新感染症対策においても、十分な財政措置を行うこと。

- 4 がん検診については、早期発見・早期治療が重要であり、定期的・継続的な受診が必要であるが、現在のがん検診事業の補助対象は特定年齢の受診者負担等となっている。

については、すべてのがん健診受診者に費用補助を行えるよう、町村に十分な財政支援を行うこと。

5 定期予防接種について

- (1) 定期予防接種の対象ワクチンを増やすことは、感染症予防推進に有効な手段である。

については、予防接種に係る費用は直接補助や交付金とし、感染症対策に十分な財政措置を講じること。

- (2) おたふくかぜの予防接種は、小児科学会でも推奨されているワクチンであり、定期接種化し、公費負担の対象とすること。

- (3) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種と水痘の予防接種については、平成26年10月から定期接種化されているが、定期接種化後における町村の財政負担に対し、引き続き十分な財政措置を講じること。

- (4) 定期接種化されているワクチンについて、対象外となった者に対し、臨時緊急的に予防接種を実施する必要がある場合は、国において財政措置を講じること。

6 風疹等予防対策について

平成26年度より県で抗体検査を無料で実施できるようになったものの、抗体を持たない住民に対しワクチン接種を行う必要があることから、予防接種費用に係る財政措置を講じること。

- 7 母子の産後1か月健診、新生児聴覚検査などの産後健診費用について、財政措置を講じること。

21 ワーク・ライフ・バランスの推進について

(厚生労働省・内閣府)

少子化が日本全体の大きな課題となる中で、長時間労働が非婚の要因のひとつとなっており、また、男女共同参画社会実現の観点からも、事業主が仕事と家庭の両立支援に取り組めるよう、国においてもワーク・ライフ・バランス施策の強化充実を図られるよう強く要望する。

22 生活保護に係る級地区分の見直しについて

(厚生労働省)

生活保護法第8条第2項に基づく級地区分は、地域における生活様式や、物価差による生活水準の差を生活保護基準額に反映させることを目的としたものである。

その基準が同等の水準と思われる自治体間で級地区分に差が生じ、保護費にも格差が生じている。

については、この様な現象を改善するため、生活実態に即した級地区分の見直しを行うよう強く要望する。

23 学校教育の充実に対する財政措置等について

(文部科学省)

1 学校図書館及び読書活動の充実について

学校図書館司書の配置及び学校図書館の蔵書を充実させるため、学校図書館司書の人件費、図書購入費について適切な財政措置を講じること。

2 特別支援教育の充実について

(1) 小中学校の特別支援学級の編制については、児童生徒数に関する基準の引下げを図ること。

(2) 特別支援教育支援員の配置等に対する地方自治体への十分な財政支援措置の拡充を講じるとともに、教員全体の特別支援教育のレベルアップを図るため、教職員の研修期間及び内容を充実させること。

(3) 特別支援教育の充実とLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒への指導体制の整備を図るとともに、小中学校における介助員及びコーディネーターなどの調整役の配置等、人員配置に係る財政措置を講じること。

3 老朽化により改築又は改造を行う町村立小中学校の整備に必要な予算を十分に確保するとともに、国庫補助率を引き上げること。

4 英語教育の充実のため、ALT配置の人件費に係る財政措置を講じること。

また、ALT配置の人件費に係る財政措置については、JETプログラム以外のALT（民間）にも適用すること。

5 学校のICT化推進のため、「GIGAスクール構想」や「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」の実現に必要な財源を確保するとともに、ランニングコストやデジタル教科書等についても、財政支援措置を講じること。

6 小中一貫教育を推進するための学校の新築及び改修等の施設の整備にあたっては、新築や改築でも補助基準工事単価の設定や、旧校舎の耐力度等の要件があり、

設置自治体の負担が大きいことから、国においても新たな財政支援の枠組みを講じること。

7 教職員の配置について

(1) 教職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、県が配当基準を定めたうえで各学校に教職員の配置をしているところであるが、きめ細やかな教育活動の一層の推進を図るため、30～35人学級を全学年において実施できるよう、教職員の配置について財政支援を講じること。

また、小規模校であっても単式学級での指導が重要になることから、複式学級の解消に向けた教職員の配置について、特段の財政措置を講じること。

(2) 学校における特別支援児補助教諭及び特別支援児補助員配置にかかる費用を国県支出金として明確に財政措置を講じること。

8 小中学校の各学級及び幼稚園内のエアコン稼働における維持管理費用について、適切な財政措置を講じること。

9 指導主事配置に対する財政措置について

地域住民の多様な要望に応え、きめ細かい教育行政を展開するために、市町村教育委員会に配置している指導主事の人件費について財政措置を講じること。

24 特別名勝「松島」保護指定区域の見直しについて

(文部科学省)

古くから景勝地として知られ、日本三景の一つに数えられてきた松島は、国土美の価値が高いものとして文化財保護法による特別名勝に指定されて、現在に至っている。

しかし現在の指定区域は、一部が既に住宅地となっている等、現状が指定と乖離しており、直接景観に支障のない地域までも厳しく規制されている。

平成24年1月25日になされた「震災復興に伴う特別名勝「松島」の保存管理の在り方」最終報告では、震災復興事業にとっての最小限度の変更は認められたが、従来要望してきた保護地域の見直しについては認められていない。

そのため、公共事業が計画的に実施できない、住民の生活に根ざした改築や地震後の補修にも手続きに時間がかかる等、地域発展の障害となっている。

については、文化財保護区域の見直しをして景観に支障のない地域を除外する等、地域の実情に即した区域指定をするよう強く要望する。